

2023ゆかたまつり 食品提供に関する規約

この規約を必ずお読みいただき、以下の内容をご理解・ご承諾の上、出店をお申込みくださいますようお願い申し上げます。

1. 出店規約

- ・食品を提供する場合、**食品営業許可証のコピー、またはそれを証明できるもの**を提出してください。ただし、提供するものが個包装の既製品である場合はその必要はございません。・万が一、貴社が提供した飲食物に関して食中毒などのトラブルが発生した場合、大学祭実行委員会は一切の責任を負いかねます。ご了承ください。
- ・食品を調理する際は、必ずゴム手袋とマスクを着用してください。
- ・食品を調理、販売するにあたって必要な器材等は、全て貴社でご準備ください。
- ・食品の衛生検査用に営業途中に検食を実施させていただきます。各食 50g 以上を実行委員が当日配布いたします サンプルング袋に入れてご提出いただきます。
- ・2023ゆかたまつりにおいて、アルコール類の販売は禁止とさせていただきます。販売が発覚した場合、出店を見合わせていただきますのでご注意ください。
- ・火器を取り扱う場合、消火器の設置を義務とさせていただきます。消火器に関しましては、原則、貴社で準備していただきますが、ご持参が困難な場合、大学祭実行委員の方で用意させていただきます。その旨企画書、及び最終企画書に必ず明記して下さい。
- ・掃除用具（ほうき、ちりとり、タワシ、金タワシ、洗剤、タオル等）は大学祭実行委員会ではご用意できませんので、必ず貴社でご準備ください。

2. 出店までの流れ

- ① **4月22日（土）**までに 出店申込書及び企画書を提出していただきます。
※企画書の「実施予定内容」の欄に、食品の提供を実施する旨、提供する食品の品目を必ず明記してください。
- ② **5月13日（土）**までに 最終企画書、パンフレットに掲載する内容、契約書（控え）、食品営業許可書のコピー、またはそれを証明できるものを提出していただきます。
※最終企画書の「実施予定内容」の欄に、食品の提供を実施する旨、提供する食品の品目を必ず明記してください。
※提出していただく最終企画書をもって、企画の最終決定とさせていただきます。最終企画書提出後の提供食品品目の変更は認められません。
前回から著しい変化がある場合は**必ず事前にご連絡**くださいますようお願い申し上げます。
※契約書は下部の控えを切り取って、最終企画書、営業許可書のコピーと共に広島大学大学祭実行委員会宛に送付していただきますようお願い申し上げます。